

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
1	建築物の利用実態による分類（P15）	別紙のとおり	別紙のとおり	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備対象建築物を整理した表について、各項目ごとの施設例が少なく、整備対象建築物かどうかの判断材料として使いづらいため、旧マニュアルの整備対象建築物の表をベースに変更。</li> <li>整備対象建築物のうち(8)事務所について、「専ら従業員が使用するのみを除く」旨の記載をしているが、業務関係者など外部からの来客の出入りが想定されるほか、近年専ら従業員のみが使用する事務所の事例が見られないことから、記載を削除。</li> </ul>
2	特定適合施設表示板（シンボルマーク）（P17）	<p>(2)交付基準《規則別表4》 整備基準に適合したうえ、次の事項についても整備された建築物に交付します。</p> <p>1) 駐車場 どんな建築物であっても、整備基準に定める車椅子使用者用駐車施設等を設置すること。 (整備基準では、一般駐車場がない建築物は適用が除外されている。)</p> <p>2) 利用円滑化経路 ア どんな建築物であっても、利用居室や住戸があるすべての階まで、1以上の経路を利用円滑化経路としなければならない。 (整備基準では、利用居室や住戸が地上階又はその直上階若しくは直下階にのみあり、その利用居室や住戸が不特定多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものでない場合は、地上階にある利用居室や住戸までの経路のみを利用円滑化経路とすることとしている。)</p> <p>イ どんな建築物であっても、床面積2,000㎡以上の場合に設置するエレベーターのかごは「床面積1.83㎡以上、車椅子の転回に支障がない構造」とすること。 (整備基準では、2,000㎡以上の共同住宅や教育施設に設置するエレベーターには上記要件はない。)</p>	<p>(2)交付基準《規則別表4》 同左</p> <p>※増築等の場合、増築等部分及び当該部分までの利用円滑化経路のほか、既存部分が交付基準に適合している必要がある。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定適合施設表示板の趣旨を踏まえ、増築等の場合において、増築等部分が交付基準を満たしているだけでなく、当該部分までの経路や既存部分についても交付基準を満たす必要がある旨を注記。</li> </ul>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
3	<p>手続きの概要 (P18)</p>	<p>(1)事前協議 《条例第17条》 3)事前協議を必要としない場合 次の場合は事前協議は必要ありません。ただし、整備基準は遵守してください。 ①次の公共的施設の新設等を行う場合《規則第4条》 i 事務所、共同住宅・寄宿舍、工場で、床面積が2,000㎡未満のもの。 (増築等の場合は、増築部分の床面積が2,000㎡未満のもの) ii 路外駐車場で ● 駐車面積が1,000㎡未満のもの (増築等の場合は、増築後の駐車面積が1,000㎡未満のもの) ● 駐車場法第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの iii 建築物で、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請(同法第6条の2第1項で第6条第1項の確認とみなされる申請を含む)を要しないもの ②国、地方公共団体等が新設等を行う場合《条例第26条第1項》</p> <p>4)変更協議 事前協議後に、協議した内容を変更する場合にも、市との事前協議が必要となります。 (「公共的施設新設等（変更）事前協議書」（様式1の1、1の2）、「整備基準チェックリスト」（様式2の1、2の2）、変更に係る図面等を提出) ただし、次の場合には変更協議は必要ありません。《規則第6条》 ①工事の内容の変更で、整備基準の適用の変更を伴わない場合 ②工事の着手予定日又は完了予定日の変更で、変更する期間が3ヵ月以内の場合</p>	<p>(1)事前協議 《条例第17条》 同左</p> <p>③条例第17条第1項の規定による協議の対象となる部分が存在しないもの</p> <p>4)変更協議 同左</p> <p>①同左 ②工事の着手予定日又は完了予定日の変更で、<del>変更する期間が3ヵ月以内の場合</del></p>	-	<p>・整備対象となる公共的施設ではあるものの、事前協議対象となる部分が存在しない場合の事前協議手続きを省略する規定の新設。</p> <p>・工事の着手予定日や完了予定日が3ヵ月以上ずれ込んだ場合、設計変更等がない場合であっても変更協議を行わなければならないため、事務処理の円滑化の観点から上記予定日の変更期限を削除する。</p>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
4	敷地内の通路 (P96) 傾斜路の構造	<p>【整備基準】 ウ 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。 (ア) 省略 (イ) 省略</p> <p>【解説】 「傾斜」とは勾配がある部分のみを、「傾斜路」とは勾配がある部分と踊場部分の全てを指す。 勾配1/50を超える傾斜を対象とする。 「その他の部分」とは、 ・勾配1/12以下の傾斜 ・傾斜路の踊場などを指す。</p> <p>【望ましい整備】 ・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設置する。 ・傾斜路の下端は、車通行路と交差しない。</p>	<p>【整備基準】 同左</p> <p>【解説】 「傾斜」とは勾配がある部分のみを、「傾斜路」とは勾配がある部分と踊場部分の全てを指す。 勾配1/20を超える傾斜を対象とする。 「その他の部分」とは、 ・勾配1/12以下の傾斜 ・傾斜路の踊場などを指す。</p> <p>【望ましい整備】 同左</p>	<p>1.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容（敷地内の通路） 1 共通事項（敷地内の通路） ・傾斜路は、次に掲げるものとする。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ロ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>	<p>・1/50（2%）の傾斜は水勾配とされるほどのわずかな勾配であるが、このような緩やかな勾配を傾斜とみなした場合、傾斜部分と水平部分の色分けをする必要があるなど、厳しい整備基準であるとの声があり、設計者等のモチベーション低下につながる可能性がある。このため、国基準で目安とされている勾配1/20（5%）を基準とする方向で記載を変更してはどうか。 （※水勾配：雨水などを流れやすくする目的で意図的に設ける緩やかな勾配）</p>
5	傾斜路 (P105) (1)傾斜路 一般基準	<p>【整備基準】 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路は、次の構造とする。</p> <p>【解説】 勾配1/50を超える傾斜を対象とする。</p> <p>【望ましい整備】 なし</p>	<p>【整備基準】 同左</p> <p>【解説】 勾配1/20を超える傾斜を対象とする。</p> <p>【望ましい整備】 なし</p>	<p>4.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容（屋内の通路） 2.1 共通事項（屋内の通路の傾斜路） ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。 ・傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。</p>	<p>・1/50（2%）の傾斜は水勾配とされるほどのわずかな勾配であるが、このような緩やかな勾配を傾斜とみなした場合、傾斜部分と水平部分の色分けをする必要があるなど、厳しい整備基準であるとの声があり、設計者等のモチベーション低下につながる可能性がある。このため、国基準で目安とされている勾配1/20（5%）を基準とする方向で記載を変更してはどうか。 （※水勾配：雨水などを流れやすくする目的で意図的に設ける緩やかな勾配）</p>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
6	利用円滑化経路上のエレベーター （P108） その他（※新設）	【構造（整備基準）】 なし  【解説】 なし  【望ましい整備】 なし	【構造（整備基準）】 エレベーター付近では、エレベーターがあることを見やすい方法により案内表示する。  （※共同住宅に設けるものは除外）  【解説】 なし  【望ましい整備】 ・案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する。	6.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容（エレベーター） 2 表示板（標識） ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近には、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する表示板（標識）を設ける。 ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。 ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210（案内用図記号）に定められているものは、これに適合するもの）とする。	・エレベーターの位置を分かりやすくする趣旨。（国基準では遵守義務） 【資料①P3-9参照】  ・便所等の表示と並びを揃え、日本産業規格（JIS）に定められたものが望ましい旨を記載。
7	便所 （P115） 不特定多数の者等が利用する便所の設置基準 （※新設）	【整備基準】 なし  【解説】 なし  【望ましい整備】 なし	【整備基準】 ・床面積が2,000㎡以上の建築物にあっては、不特定多数の者等が利用する便所は、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設ける。 ・その設置に当たっては、特定の階に偏ることなく設け、不特定多数の者等の利用に支障が生じない位置に設ける。 ・以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。  ・地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ・不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ・その他、管理運営上やむを得ない階  【解説】 なし  【望ましい整備】 なし	（国交省住宅局資料） ・不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階以上を設ける。 ・その設置に当たっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。	・国基準の改定に合わせた基準の新設 【資料①P1-1、国資料P3参照】

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
8	車椅子使用者用便房の数	<p>【整備基準】</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下(1)において同じ。)内に、車椅子使用者が円滑に利用できる便房(車椅子使用者用便房)を1以上設けること。</p>	<p>【整備基準】</p> <p>●<b>床面積2,000㎡以上の建築物</b>にあつては、<b>車椅子使用者用便房は、不特定多数の者等が利用する便所(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。)</b>を設ける階ごとに<b>1箇所以上</b>を設ける。</p> <p>●<b>ただし、以下の場合を除く。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合</li> <li>・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合</li> <li>・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合</li> <li>・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階を有する場合</li> </ul> <p>●次に掲げる場合には、便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に<b>車椅子使用者用便房を1以上</b>設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>床面積2,000㎡未満</b>の建築物で、<b>不特定多数の者等</b>が利用する便所を設ける場合</li> <li>・<b>床面積にかかわらず、多数の者</b>が利用する便所を設ける場合</li> </ul>	<p>10.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容(車椅子使用者用便房)</p> <p>2 車椅子使用者用便房</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便所設置階ごとに、車椅子使用者用便房を原則1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上。)設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国基準の改定に合わせた変更。 【資料①P1-3、国資料P6参照】</li> <li>・なお、国基準では車椅子使用者用便房の設置に関する面積規定はないが、法の遵守義務が2,000㎡以上の建築物に適用されることから、便所設置階ごとの車椅子使用者用便房の設置については2,000㎡以上の建築物を対象とした。</li> <li>・また、上記規定は2,000㎡以上の「不特定多数の者等」が利用する便所に適用されるが、それ以外(2,000㎡未満の不特定多数利用便所、全ての多数利用便所)については、これまで通り建物全体で車椅子使用者用便房を1つ設ける規定を残した。</li> </ul>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
9	車椅子使用者用便房の数（続き）	<p>【解説】 構造は(2)を参照。</p> <p>【望ましい整備】 不特定多数の人が利用する便所を設ける階には、車椅子使用者用便房を1以上設置する。</p>	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡以上に達する毎に1以上を設ける。</li> <li>ただし、便所設置階の数がこの数より少ない場合、便所設置階の数以上を設ける。</li> <li>不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合、以下の各号の通りとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①10,000㎡超～40,000㎡以下…2箇所以上</li> <li>②40,000㎡超～…20,000㎡毎に1箇所を追加</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合、当該便所の箇所数以上を設ける。</li> <li>構造は(2)を参照。</li> </ul> <p>【望ましい整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積が2,000㎡以上の建築物にあっては、車椅子使用者用便房は、不特定多数の者等が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1以上設置する（各便所ごとに車椅子使用者用便房を1以上設置）。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積が2,000㎡未満の建築物にあっては、不特定多数の者等が利用する便所を、これらの者が利用する階の階数以上設けるとともに、車椅子使用者用便房を便所を設ける階ごとに1以上設置する。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>異性による介助や性的マイノリティ等に配慮し、男女共用の広めの便房を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれで定める数以上を設ける。</li> <li>不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合：小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上を設ける。</li> <li>ただし、便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上を設ける。</li> <li>不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合 当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下：2以上を設ける。 当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超：20,000㎡ごとに1以上を追加する。</li> <li>ただし、当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上を設ける。</li> <li>当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を、別の階に設けることも可能とする。</li> </ul> <p>10.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容（車椅子使用者用便房）</p> <p>1 車椅子使用者用便房</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>便所内もしくは当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上。）設ける。</li> </ul> <p>10.5.1 標準的な整備内容（男女共用の広めの便房）</p> <p>1 設置数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚・知的・発達障害者や高齢者の介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、1以上の男女共用の広めの便房を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>望ましい整備（床面積2,000㎡以上）については、国基準（誘導基準）の改定に合わせた変更。 【国資料P21参照】</li> <li>なお、床面積2,000㎡未満における望ましい整備は、国基準（遵守義務）に合わせて「便所を設ける階ごと」に1以上設置することとした。</li> <li>【※整備基準と望ましい整備の違い】</li> <li>床面積2,000㎡以上については、整備基準は「便所を設ける階ごと」に1以上の車椅子使用者用便房を設置する必要がある。</li> <li>一方、望ましい整備は「便所ごと」に車椅子使用者用便房を設置することになり、1フロアに複数箇所の便所があった場合、当該便所ごとにそれぞれ車椅子使用者用便房を設置するため、より高い基準となっている。</li> <li>近年ニーズが高まっている異性による介助や性的マイノリティに配慮した男女共用便房の設置について新たに記載。</li> </ul>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
10	便房内の空間 (P116)	<p>【整備基準】 ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p> <p>【解説】 車椅子が回転できる径150cm以上を確保すること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の小規模建築物に設けるものにあつてはこの限りではない。 床面積2,000㎡以上の建築物では、電動式車椅子が回転できる径180cm以上を確保すること。</p> <p>【望ましい整備】 ・便房の広さは220cm四方程度とする。 ・2,000㎡未満の施設であっても径180cm以上を確保する。</p>	<p>【整備基準】 同左</p> <p>【解説】 車椅子が回転できる径150cm以上を確保すること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の小規模建築物に設けるものにあつてはこの限りではない。 床面積2,000㎡以上の建築物では、<b>1以上の車椅子使用者用便房</b>で電動式車椅子が回転できる径180cm以上を確保すること。</p> <p>【望ましい整備】 同左</p>	<p>10.2.3 標準的な整備内容（車椅子使用者用便房） 3 空間の確保 ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、以下に示すスペースを設ける。 イ 各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 ロ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、大型ベッドの設置、介助者の同伴、座位変換型の電動車椅子使用者の360°回転ができるよう、原則として直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 ハ 便器の正面及び側面に、車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。</p>	<p>・国基準改正に伴い床面積2,000㎡以上の場合の車椅子使用者用便房の設置数が大幅に増えることを考慮し、国の標準的な整備内容に合わせ、床面積2,000㎡以上の建築物において、全ての車椅子使用者用便房ではなく、少なくとも1以上は径180cmを確保するよう解説を修正</p>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
11	オストメイト対応の設備 (P121)	<p>【整備基準】</p> <p>(6) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。</p> <p>【解説】</p> <p>人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備（温水が出るシャワー等）を設けることが必要である。</p> <p>【望ましい整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物流しの高さが調節できるようにする。</li> <li>・便房内に手荷物を置く台、フックを設ける。</li> </ul>	<p>【整備基準】</p> <p>(6) 同左</p> <p>・上記水洗装置を設けた便所の出入口又はその付近に、当該水洗装置が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>【解説】</p> <p>同左</p> <p>【望ましい整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物流しの高さが調節できるようにする。</li> <li>・便房内に手荷物を置く台、フックを設ける。</li> </ul> <p>・床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所が設けられている階には、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設ける。</p> <p>・床面積の合計が2,000㎡未満の建築物であっても、多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設ける。</p> <p>・案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する。</p>	<p>10.3.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容（オストメイト用設備を有する便房）</p> <p>2 表示板（標識）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、それぞれ、当該便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。</li> <li>・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。</li> <li>・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。</li> </ul> <p>10.3.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容（オストメイト用設備を有する便房）</p> <p>1 オストメイト用設備を有する便房</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オストメイト設備を設けた便所の表示については、これまで明確に規定していなかったことから、基準を追加（国基準では遵守義務）。 【資料①P2-5参照】</li> <li>・望ましい整備（床面積2,000㎡以上）については、国基準（誘導基準）の改定に合わせた変更。 【国資料P23参照】</li> <li>・床面積2,000㎡未満については、元々オストメイト用設備の設置を求めていなかったが、新たに望ましい整備として建築物全体で1以上を設置することとした。 【※床面積2,000㎡以上と未満の違い】</li> <li>・2,000㎡以上⇒各階の便所のうち1以上に設ける</li> <li>・2,000㎡未満⇒建物全体で1以上設ける</li> <li>・便所等の表示と並びを揃え、日本産業規格（JIS）に定められたものが望ましい旨を記載。</li> </ul>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
12	<b>駐車場 (P123)</b> (1)車椅子利用者用 駐車施設の設置	<b>【整備基準】</b> (1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上（全駐車施設数が100を超える場合は、施設総数の1%以上）設けること。  <b>【解説】</b> なし  <b>【望ましい整備】</b> ・全駐車施設数200台以下の場合 ⇒ 全駐車台数×2%以上 ・全駐車施設数200台超過の場合 ⇒ 全駐車台数×1%+2以上	<b>【整備基準】</b> (1) <b>不特定多数の者等</b> が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に <b>以下に定める数以上の</b> 車椅子利用者用駐車施設を設ける。 ①全駐車施設数が <b>200以下</b> の場合... <b>2%以上</b> ②全駐車施設数が <b>201以上</b> の場合... <b>1%+2以上</b>  ・多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上（全駐車施設数が100を超える場合は、施設総数の1%以上）設ける。  <b>【解説】</b> 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子利用者用駐車施設として扱うことも可能（（公社）立体駐車場工業会発行の認定書の交付を受けているもの又は令和6年国交省告示1072号に適合するもの）。  <b>【望ましい整備】</b> ・ <b>不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合には、全駐車施設数に関わらず、全駐車台数×2%以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。</b>	2.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容（車椅子利用者用駐車施設） ・駐車場には、当該駐車場の駐車施設の数200以下の場合、駐車施設の数に2/100（2%）を乗じて得た数（端数は切り上げ。以下同様）以上、駐車施設の数200を超える場合は駐車施設の数に1/100（1%）を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。  ・車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子利用者用駐車施設として扱ってもよい。  2.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容（車椅子利用者用駐車施設） 1 車椅子利用者用駐車施設 ・駐車場には、当該駐車場の駐車施設の数に2/100（2%）を乗じて得た数（端数は切り上げ）以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。	・国基準の改定に合わせた変更。 <a href="#">【資料①P3-8、国資料P37参照】</a>  ・不特定多数利用駐車場以外の、多数利用駐車場を設ける場合の車椅子利用者用駐車施設数を規定（現行の基準と同じ）。  ・機械式駐車場の扱いについては、札幌市においては元々（公社）立体駐車場工業会発行の認定書の交付を受けているもの又は令和6年国交省告示1072号に適合するものを車椅子利用者用駐車施設として扱っていることから、当該運用を【解説】に明記。  ・国基準（誘導基準）の改定に合わせた変更。 <a href="#">【国資料P43参照】</a>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
13	幅・奥行き	<p>【整備基準】 ア 幅は350cm以上、奥行きは600cm以上とすること。</p> <p>【解説】 「幅350cm」とは、自動車のドアを全開にした状態で、車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース(210cm)に車椅子が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース(140cm)を見込んだものである。 「奥行き600cm」とは、通常の駐車スペースの奥行き(500cm)に若干の余裕を見込んだものである。</p> <p>【望ましい整備】 なし</p>	<p>【整備基準】 同左</p> <p>【解説】 同左</p> <p>【望ましい整備】 ・雨天、降雪時の乗降に配慮し、車椅子利用者用駐車施設に屋根又は庇（ひさし）を設ける。  ・車椅子利用者用駐車施設に屋根または庇を設ける場合、あるいは屋内に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した有効高さ（梁下高さ等）を確保する。</p>	<p>2.2.3 標準的な整備内容（駐車場） 3 屋根、庇（平置きの場合） ・屋外に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、雨天時の乗降に困難が生じないように、屋根又は庇を設けることが望ましい。 ・屋根を設ける際には、屋根の柱が乗降用スペース及び通路の幅員を侵さないようにする。 ・車椅子利用者用駐車施設に屋根又は庇を設ける場合、あるいは屋内に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した有効高さ（梁下高さ等）を確保する。</p>	<p>・雨天、降雪時の乗降に配慮した屋根又は庇の設置について新たに記載。</p> <p>・地方公共団体が駐車場法に基づき定める条例の参考である「標準駐車場条例」が令和7年3月28日付けで改正され、附置義務駐車施設における車椅子利用者用駐車施設の設置数を規模（駐車台数）に応じた数に見直す（※国基準と同じ）とともに、梁下高さ230cmの確保を求めている。 ・上記「標準駐車場条例」の改正に伴い、ガイドブック上の望ましい整備として記載することで、利用者にとって使いやすい施設整備を後押しする趣旨。 ・本項目を追記することで、同じ内容が公園の駐車場（P170）や路外駐車場（P173）にも適用される。</p>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
14	表示	<p>【整備基準】</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車椅子使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、共同住宅に設ける駐車施設を除く。</p> <p>【解説】</p> <p>障がいのない方の不適正利用を防止するため、車椅子使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。表示の取扱いを以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表示は（境界）枠線、国際シンボルマークで構成されるものとする。</li> <li>塗装は青色の地に白色の枠線・国際シンボルマークが望ましいが、単に白色の枠線・国際シンボルマークでも可とする。</li> <li>斜線で示される乗降位置の表示は任意とする。</li> </ul> <p>なお、共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車椅子使用者用駐車施設が判別できるという考えからである。積雪等への配慮とは、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設けるほか、国際シンボルマークを表示した自立看板等を設置することである。</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>なし</p>	<p>【整備基準】</p> <p>同左</p> <p>【解説】</p> <p>障がいのない方の不適正利用を防止するため、車椅子使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。表示の取扱いを以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表示は（境界）枠線、国際シンボルマークで構成されるものとする。</li> <li>塗装は青色の地に白色の枠線・国際シンボルマークが望ましいが、単に白色の枠線・国際シンボルマークでも可とする。</li> <li>斜線で示される乗降位置の表示は任意とする。</li> </ul> <p>なお、共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車椅子使用者用駐車施設が判別できるという考えからである。積雪等への配慮とは、<b>駐車スペース路面の国際シンボルマーク塗装等が見えるよう</b>、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設けるほか、国際シンボルマークを表示した自立看板等を設置することである。</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>なし</p>	<p>2.2.3 標準的な整備内容（駐車場）</p> <p>5.1 表示板（標識）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表示板（標識）には国際シンボルマークと文言で、運転席から判別できる大きさと目立つように、車椅子使用者用であることを表示する。</li> <li>表示板（標識）は、周辺に自動車が駐車していても運転席から確認できる位置、かつ車の後方からの車椅子使用者の乗降の支障のない位置に設ける。</li> <li>積雪量が多い地域では、表示板（標識）は、積雪等に配慮した高さに設置する。（表示板（標識）は、舗装面の国際シンボルマークが車や積雪により見えないときにおいて有効である。）</li> <li>表示板（標識）については、7.案内表示を参照。</li> </ul> <p>5.2 舗装面の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用駐車施設の舗装面には、青色の地に白色のマーク等の目立つ塗装等により国際シンボルマークを表示する。</li> <li>国際シンボルマークの意味及び使用法については7.案内表示「国際シンボルマークの形状及び使用」の頁を参照。</li> <li>車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースの舗装面は、乗降用スペースであることが容易に識別できるよう斜線の塗装とするか、駐車スペースと一体的な青色の塗装とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪等に配慮した表示方法について、考え方を分かりやすくするために解説を追記。</li> </ul>
15	エスカレーター（P125） その他	<p>【整備基準】</p> <p>なし</p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステップの幅は100cm程度とする。</li> <li>定常段差までのステップは5枚程度とする。</li> <li>昇り下り両方向のエスカレーターを設置する。</li> <li>乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。</li> <li>エスカレーターの付近では、エスカレーターがあることを案内表示する。</li> </ul>	<p>【整備基準】</p> <p><b>エスカレーターの付近ではエスカレーターがあることを見やすい方法により案内表示する。</b></p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステップの幅は100cm程度とする。</li> <li>定常段差までのステップは5枚程度とする。</li> <li>昇り下り両方向のエスカレーターを設置する。</li> <li>乗降口の足元への照明の配置のほか、<b>（使いやすさの観点から）案内表示等により</b>、乗り口、降り口をわかりやすくする。</li> </ul> <p><del>→エスカレーターの付近では、エスカレーターがあることを案内表示する。</del></p> <p><b>・案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する。</b></p>	<p>6.3.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容（エスカレーター）</p> <p>2 表示板（標識）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化の措置がとられたエスカレーターの付近には、当該エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。</li> <li>表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。</li> <li>表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210（案内用図記号）に定められているものは、これに適合するもの）とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エスカレーターの案内表示に関する規定はこれまでガイドブック上の望ましい整備としていたが、国基準では遵守義務となっているため、当該規定を整備基準に移動するなど、エスカレーターの場所等を分かりやすくする趣旨。 <b>【資料①P3-10参照】</b></li> <li>便所等の表示と並びを揃え、日本産業規格（JIS）に定められたものが望ましい旨を記載。</li> </ul>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
16	洗面所 (P127) 水栓器具の配慮	<p>【整備基準】 エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上には、両側手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p> <p>【解説】 手すりは両側手すりを設け、寄りかけられる等の配慮を行う。水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。 吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30cm以内とする。ウとエは、必ずしも同じ場所でなくともよい。 洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、（双方の利用に際し）適切な位置に設置が確保されている場合に兼用することも可とする。</p> <p>【望ましい整備】 なし</p>	<p>【整備基準】 同左</p> <p>【解説】 手すりは両側手すりを設け、寄りかけられる等の配慮を行う。水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。 吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30cm以内とする。 <b>手すりの設置と、吐水口の位置の配慮は、必ずしも同一の洗面器に対するものでなくともよい。</b> ウとエは、必ずしも同じ場所でなくともよい。 洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、（双方の利用に際し）適切な位置に設置が確保されている場合に兼用することも可とする。</p> <p>【望ましい整備】 なし</p>	<p>10.2.3 標準的な整備内容（車椅子使用者用便房） 4.6 洗面器、鏡 ・車椅子使用者の膝が入るよう、洗面器下部のスペースは高さ65cm程度とする。 ・吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm以内）とする。 ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作の容易なものとする。 ・液体石けんを吐出する装置は、上肢に障害のある人でも使いやすいよう、センサー式とすることが望ましい。 ・洗面器に手すりを設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮した位置に設ける。 ・鏡の下端は洗面器にできる限り近い位置とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。</p> <p>10.8.3 標準的な整備内容（便所、洗面所） 4.3 洗面器、鏡 ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作が容易なものとする。 ・液体石けんを吐出する装置は、上肢に障害のある人でも使いやすいよう、センサー式とすることが望ましい。 ・洗面器のうち1以上には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。 ・手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ・洗面器、鏡のうち1以上は、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。 ・車椅子使用者の利用に配慮した洗面器、鏡については、10.2.3.4.6 洗面器、鏡を参照。 ・子供等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ55cm程度、奥行き45cm以内、洗面台の端部から吐水口まで30cm以内の洗面器も設ける。 ・洗面器の近くには、乳幼児用椅子を設けることが望ましい。</p>	<p>・手すりの設置は杖使用者等に対するものであり、吐水口の位置の配慮は車椅子使用者に対するものであることから、これらの整備を同一の洗面器に行う必要はない旨を分かりやすくするため新たに記載。</p>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
17	観覧席及び客席 (P136) (1)車椅子使用者用席の設置	<p>【整備基準】</p> <p>(1) 劇場・観覧場・映画館等、集会場・公会堂等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上（観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1%以上）を、車椅子使用者用の区画（車椅子使用者用席）とすること。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難で、かつ、車椅子使用者が円滑に観覧できる措置を講ずる場合を除く。</p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>・同伴者（介助者、家族、友人等）用の席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。</p>	<p>【整備基準】</p> <p>同左</p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>・<u>車椅子使用者用席は、以下の数を設ける。</u></p> <p>①座席数が100以下の場合... 2以上</p> <p>②座席数が101以上200以下の場合... 2%以上</p> <p>③座席数が201以上2,000以下の場合... 1%+2以上</p> <p>④座席数が2,001以上の場合... 0.75%+7以上</p> <p>・<u>座席数が201以上の場合には、車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設ける。</u></p> <p>・同伴者（介助者、家族、友人等）用の席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。</p>	<p>13.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容（車椅子使用者用客席）</p> <p>1 車椅子使用者用客席</p> <p>・客席に設ける座席の数が100以下の場合は2以上、客席に設ける座席の数が100を超え200以下の場合は当該座席の数の2/100（2%）（端数は切り上げ。以下同様）以上、客席に設ける座席の数が200を超え2,000以下の場合は当該座席の数の1/100+2（1%+2）以上、客席に設ける座席の数が2,000を超えるときは当該座席の数の75/10,000+7（0.75%+7）以上の車椅子使用者用客席を設ける。</p> <p>・車椅子使用者用客席は、劇場等の客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設ける。</p>	<p>・整備基準は現行の基準が国基準を上回っていることから、変更なし。 【資料①P2-6、国資料P27参照】</p> <p>・国基準（誘導基準）の改定に合わせた変更（整備基準の変更はないが、誘導基準が札幌市の整備基準を上回っているため、望ましい整備に追記）。 【国資料P32参照】</p>
18	(2)車椅子使用者用席の構造	<p>【整備基準】</p> <p>(2) 車椅子使用者用席は、次の構造とすること。</p> <p>ア 床は水平とすること。</p> <p>イ 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。</p> <p>【解説】</p> <p>奥行き120cmとは、電動車椅子が収まる寸法である。</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>・リクライニング式の車椅子等の使用者に対応するため、奥行き140cm以上とする。</p> <p>・車椅子使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設ける。</p>	<p>【整備基準】</p> <p>(2) 車椅子使用者用席は、次の構造とすること。</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 幅は90cm以上、奥行きは<u>135cm</u>以上とすること。</p> <p>【解説】</p> <p>奥行き<u>135cm</u>とは、電動車椅子が収まる寸法である。</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>同左</p>	<p>13.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容（車椅子使用者用客席）</p> <p>1 車椅子使用者用客席</p> <p>・車椅子使用者用客席の構造は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅は90cm以上とする。</li> <li>・奥行きは135cm以上とする。</li> <li>・床は平らとする。</li> <li>・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。</li> </ul> <p>・同伴者用の客席（スペース）を当該車椅子使用者用客席に隣接して設ける。</p>	<p>・国基準の改定に合わせた変更。 【資料①P3-7、国資料P28参照】</p>

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料3

【福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブックの見直し】

No.	ガイドブック上の項目	現行のガイドブックの内容	新しいガイドブックの内容（案）	（参考）国基準 （※特に断りがなければ建築設計標準より抜粋）	備考
19	路外駐車場 (P173) (1) 車椅子利用者用 駐車施設の設置	<p>【整備基準】</p> <p>(1) 路外駐車場を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設を1以上（駐車施設の総数が100を超える場合は、施設総数の1%以上）設けること。</p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全駐車施設数200台以下の場合 ⇒ 全駐車台数×2%以上</li> <li>全駐車施設数200台超過の場合 ⇒ 全駐車台数×1%+2以上</li> </ul>	<p>【整備基準】</p> <p>(1) 路外駐車場を設ける場合には、以下に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>① 駐車施設数が200以下の場合... 2%以上</p> <p>② 駐車施設数が201以上の場合... 1%+2以上</p> <p>●ただし、専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>●全駐車施設数に関わらず、全駐車台数×2%以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。</p>	<p>（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定路外駐車場には、以下に定める数以上の路外駐車場車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 駐車施設数が200以下の場合... 2%以上</li> <li>② 駐車施設数が201以上の場合... 1%+2以上</li> </ul> </li> <li>ただし、専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。</li> </ul> <p>2.2.2.1 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容（車椅子利用者用駐車施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場には、当該駐車場の駐車施設の数に2/100（2%）を乗じて得た数（端数は切り上げ）以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国基準の改定に合わせた変更。 【資料①P4-11、国資料P37参照】</li> <li>上記と併せて、既存の国基準に合わせて、バスやバイクなどの専用駐車場を除外するための規定を追加。 【資料①P4-12参照】</li> <li>国基準（誘導基準）の改定に合わせた変更。 【国資料P43参照】</li> </ul>
20	(2) 車椅子利用者用 駐車施設の構造	<p>【整備基準】</p> <p>(2) (1)の車椅子利用者用駐車施設は、次の構造とすること。</p> <p>ア p 123（「(9) 駐車場」）(2)ア、イに定めるものとする。</p> <p>イ 歩行者用出入口（歩行者用出入口がない場合にあつては、車両用出入口）から車椅子利用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <p>なし</p>	<p>【整備基準】</p> <p>同左</p> <p>【解説】</p> <p>なし</p> <p>【望ましい整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨天、降雪時の乗降に配慮し、車椅子利用者用駐車施設に屋根又は庇を設ける。</li> <li>車椅子利用者用駐車施設に屋根または庇を設ける場合、あるいは屋内に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した有効高さ（はり下高さ等）を確保する。</li> </ul>	<p>2.2.3 標準的な整備内容（車椅子利用者用駐車施設）</p> <p>3 屋根、庇（平置きの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、雨天時の乗降に困難が生じないように、屋根又は庇を設けることが望ましい。</li> <li>屋根を設ける際には、屋根の柱が乗降用スペース及び通路の幅員を侵さないようにする。</li> <li>車椅子利用者用駐車施設に屋根又は庇を設ける場合、あるいは屋内に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した有効高さ（はり下高さ等）を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨天、降雪時の乗降に配慮した屋根又は庇の設置について新たに記載。</li> <li>地方公共団体が駐車場法に基づき定める条例の参考である「標準駐車場条例」が令和7年3月28日付けで改正され、附置義務駐車施設における車椅子利用者用駐車施設の設置数を規模（駐車台数）に応じた数に見直す（※国基準と同じ）とともに、はり下高さ2.3mの確保を求めている。</li> <li>上記「標準駐車場条例」の改正に伴い、ガイドブック上の望ましい整備として記載することで、利用者にとって使いやすい施設整備を後押しする趣旨。</li> </ul>